

“美ら島沖繩”風景づくり協議会 設立趣意書

沖縄県は、亜熱帯海洋性気候の下に形成された特有の自然環境や、アジア諸国との交流によって育まれてきた歴史・文化がもたらす独特の県土景観を有しています。先人たちが自然と共生する営みの中で、風水思想の影響も受けながらつくり、守り、育ててきた良好な景観は、私たちの生活に潤いと安らぎを与え、郷土に対する誇りと愛着を育てる県民共有の財産です。

2004年の景観法制定以降、現在までに県内の景観行政団体は36団体、景観計画は35団体と着実に増加しており、景観行政が地域に根付いてきています。各地で景観計画に基づく規制・誘導のしくみが整備されたことで、地域の特色を活かした良好な景観の保全・創出、さらには地方創生や観光振興につながる事が期待されます。

「住んでよし、訪れてよし、“美ら島沖繩”」の実現に向けては、身近にあって見過ごしがちな地域の良さや固有の資源に、私たち自身が気づき、守り育て、あるいは、より良い風景へと改善していく気持ちを持つことが大切です。さらに、風景づくりの実践のためには、私たち一人ひとりが自分ごととして捉え、主体的に行動していくことが欠かせません。

これからの風景づくりは、県民・まちづくり団体・事業者・教育研究機関・市町村・国及び県などの立場の異なる組織や人々が担い手として、明確な目的のもとにお互いに対等な関係を結び、それぞれの得意分野を生かしながら連携し協力し合う必要があると考えられます。

そこで、風景づくりに関係する各主体が、適切な役割分担のもとで、沖縄の風景づくりの重要性・必要性に加えて、地域の課題解決に向けた取組を共有し、連携・協働して風景づくりに関する活動を効果的かつ継続的に推進していくことを目指して、「“美ら島沖繩”風景づくり協議会」を設立します。

令和5年3月29日 “美ら島沖繩”風景づくり協議会設立総会